

祝日のごみ収集

内9月16日(月)敬老の日、9月23日(月)振替休日が収集日にあたっている地区の可燃ごみ、資源物・プラスチック製容器包装は収集します。

問ごみ減量推進課
☎525―37744

秋の全国交通安全運動

時9月21～30日 **内**秋から冬にかけて日没時間が早くなります。夕暮れ時や夜間の外出時には反射材を活用し、自転車や自動車の運転者はライトを早めに点灯してください。

問生活課☎525―3787

生活支援特別給付金の申請は9月30日(月)まで

内令和6年度新たな住民税非課税または均等割のみ課税世帯で給付対象の方は、期限までに申請してください。

支給額…1世帯10万円、子ども加算5万円（児童一人あたり）
申オンライン申請か事前予約の上、生活福祉課窓口で。 **事前**
予約ダイヤル☎529―5067
問給付金専用コールセンター※土、日、祝日を除く
☎0120―961―008

キノコによる食中毒に注意！

内確実に食用と判断できない野生のキノコは、絶対に採取・摂取しないでください。

問保健所衛生課☎597―6358

郵便で投票ができます（要事前手続き）

内身体に重度の障がいがある方は、自宅などから郵便で不在者投票ができます。 **対①**両下肢・体幹または移動機能障害

1・2級②心臓などの内臓機能障害1・3級③免疫または肝臓機能障害1・3級④介護保険で要介護5の認定を受け、自署でできる方

代理記載の要件／上肢または視覚障害1級の方

※戦傷病者手帳をお持ちの場合はお問い合わせください。

問選挙管理委員会事務局☎525―3777

今年から米の放射性物質検査が変わります

内検査の結果で基準値超過がなければ「市内一斉に出荷自粛解除」となります。出荷自粛解除日は、市公式LINEまたは市HPを確認するか、市や集荷集業者へお問い合わせください。

問農業振興課☎525―7720

福祉

9月は「自殺予防週間および「県自殺対策強化月間」

内毎年9月10～16日は「自殺予防週間」です。福島県では3月と9月を「自殺対策強化月間」とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。相談窓口など、詳しくは市HPをご覧ください。

問障がい福祉課☎525―3746

介護送迎運転講習 無料

時①10月4日(金)午前8時45分～午後3時30分②10月7日(月)午前9時45分～午後4時30分
場①福島自動車学校（町庭坂字原中2―51）
②あづま総合体育館（佐原字神事場1番地）

内介護の基本、介護保険制度やご自身の運動適性を学びます。
対市内在住で60歳以上の方

申9月20日(金)までに、申込書を持参か郵送またはファクスで**定**9月20日(金)までに、申込書を持参か郵送またはファクスで**申**申込書は、シルバー人材セン

下水道への接続はお早めに

下水道へ接続すると、トイレや台所、お風呂などの生活排水を下水道に流すことができます。地域一帯の衛生環境の改善のため、下水道が使えるようになった地域の家庭は、1日も早い接続にご協力をお願いします。

●下水道への接続工事は市の排水設備指定工事店へ依頼してください

見積りの作成は無料です。また、金融機関から工事費の一部を無利子で借りられる融資あっせん制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

●トイレなどの排水つまりについて

建物敷地内の排水設備は、敷地所有者の管理になります。排水が詰まって流れが悪い、また、建物の中で汚水の臭いがする場合は最寄りの排水設備指定工事店に調査・修理の依頼をしてください。

●下水道に流してはいけません

以下の物は、下水道の管を詰まらせたり処理場の機能に悪影響を与えますので、流さないでください。

油脂類（食用油、ラード、工業用廃油など）、水に溶けない紙製品（紙おむつ、おしりふきなど）、土砂、ゴミ類（コンクリート、生ごみ、布切れ、ゴム製品など）、薬品など

下水道清掃のトラブルに気をつけて！

市内各地で「下水管の点検・清掃」を口実に、業者が個人宅を訪問して、高額な料金を請求するトラブルが発生しています。市では個人宅の下水管の清掃などを行ったり、業者を勝手に派遣・紹介したりすることはありません。不審に思ったときは、市に確認するなど十分にご注意ください。

問下水道管理センター ☎535―1807

国保・年金

妊娠中・出産後の国民年金保険料が免除されます

内国民年金第1号被保険者の方は、産前産後期間が保険料免除の対象です。単胎の場合、出

電話で※予算額に達した時点で終了。
問消費生活センター☎525―3774

税

国民健康保険税第3期納期限は9月30日(月)

内市税などの納付には口座振替がおすすめです。また、便利な納付方法もあります。

問納税課☎525―3777

9月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・間
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	市民相談室☎535―2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	県司法書士会福島支部☎529―7331
登記（司法書士）	県公共嘱託登記士地家屋調査士協会県北支所☎531―0986
土地家屋調査（土地家屋調査士）	相談／☎・☎521―8331 問／福島行政監視行政相談センター☎534―1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	県社会保険労務士会☎526―2270 ☎534―5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールフォームで）	法テラスサポートダイヤル☎0570―078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	法テラス福島☎0570―078370
交通事故	県政相談コーナー☎521―4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	消費生活センター☎522―5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	消費生活センター☎522―7867
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	権利擁護センター☎533―3341 ☎533―8879 ☎kenriyougo@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員）	こども家庭課☎525―3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	
労働困りごと相談窓口	県労働委員会事務局☎521―7594
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	総合労働相談コーナー☎536―4600 ☎0800―8004611(労働者フリーダイヤル)
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	福島労働局雇用環境・均等室内☎536―4609
人権なんでも相談	みんなの人権110番☎0570―003―110 子どもの人権110番☎0120―007―110 女性の人権ホットライン☎0570―070―810
外国人の生活相談	定住交流課（市国際交流協会事務局）☎525―3739 ☎533―5263 ☎teijiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口（来所・電話・ファクス・メール・LINEで）	県国際交流協会☎524―1316 ☎521―8308 ☎ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	県国際交流協会☎524―1316

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶



震災関連相談はこちら▶



9月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。



ターなどに備え付けるほか、シルバー人材センターHPに掲載します。
問市シルバー人材センター☎531―2511 ☎531―8274

市政だよりは市のHPでもご覧になれます。【HPアドレス】https://www.city.fukushima.fukushima.jp/ 目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のHPで声の市政だよりを聞くことができます。



福島市の人口（R6.8.1）計272,569人（－164）男132,892人（－67）女139,677人（－97）／世帯数123,309（－34）